特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
1	児童福祉法による保育所における保育の実施又は費用の徴収に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本評価書記載の特定個人情報ファイルについて、法令を遵守し、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを宣言します。

特記事項	なし

評価実施機関名

瑞穂市教育委員会

公表日

令和8年11月6日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法、児童福祉法等に基づき、保育所等への利用に関する支給認定の管理、利用の決定管理、利用者負担額の決定・徴収、施設事業者の管理及び給付費の支払管理事務を行う。なお、本市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①申請書や届出書に関する確認 ②利用要件の確認 ③保護者情報の確認 ④保育料算定に必要な各種情報の照会 また、番号法別表第2に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について照会を行う。
③システムの名称	【現行】 ・子ども子育て支援システム／・滞納整理システム／・収納消込システム／・口座システム／・中間サーバー 【標準化後】 ・子ども・子育て支援システム（標準化後対応）／・滞納管理システム（標準化後対応）／・収納管理システム（標準化後対応）／・中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
【現行】 ・子ども子育て支援システムファイル／・滞納整理システムファイル／・収納消込システムファイル／・口座システムファイル 【標準化後】 ・子ども・子育て支援システムファイル（標準化後対応）／・滞納管理システムファイル（標準化後対応）／・収納管理システムファイル（標準化後対応）

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表　第9項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第17項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会事務局　幼児教育課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	瑞穂市　教育委員会事務局　教育総務課 〒501－0392　岐阜県瑞穂市宮田300番地2　058－327－2115

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	瑞穂市　教育委員会事務局　幼児教育課 〒501－0392　岐阜県瑞穂市宮田300番地2　058－327－2147

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年10月19日 時点	

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　　500人未満　　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年10月19日 時点	

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　　発生なし　　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順書をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有しているため、「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することでアクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限の無い者によって不正に使用されるリスク対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月30日	Ⅰ3. 個人番号の利用	番号法別表第1第8項／番号法第9条第2項に基づき市が制定する条例	番号法別表第１第８項／瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例第３条第２項	事後	
平成31年1月30日	Ⅰ5. ②所属長の役職名	幼児支援課長　山本　康義	課長	事後	
平成31年1月30日	Ⅱ1. 対象人数	平成26年7月22日 時点	平成31年1月18日 時点	事後	
平成31年1月30日	Ⅱ2. 取扱者数	平成26年7月8日 時点	平成31年1月18日 時点	事後	
平成31年1月30日	Ⅳリスク対策	（なし）	（項目追加）	事後	
令和2年3月12日	Ⅱ1. 対象人数	平成31年1月18日 時点	令和2年3月4日 時点	事後	
令和2年3月12日	Ⅱ2. 取扱者数	平成31年1月18日 時点	令和2年3月4日 時点	事後	
令和3年3月4日	Ⅰ5. ①部署	教育委員会事務局　幼児支援課	教育委員会事務局　幼児教育課	事前	
令和3年3月4日	Ⅰ8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	瑞穂市　教育委員会事務局　幼児支援課	瑞穂市　教育委員会事務局　幼児教育課	事前	
令和3年3月4日	Ⅱ1. 対象人数	令和2年3月4日 時点	令和3年2月17日 時点	事後	
令和3年3月4日	Ⅱ2. 取扱者数	令和2年3月4日 時点	令和3年2月17日 時点	事後	
令和3年7月20日	Ⅰ4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第2第13項	番号法第19条第8号、別表第2第13項	事前	
令和4年2月2日	Ⅱ1. 対象人数	令和3年2月17日 時点	令和4年2月2日 時点	事後	
令和4年2月2日	Ⅱ2. 取扱者数	令和3年2月17日 時点	令和4年2月2日 時点	事後	
令和5年2月9日	Ⅱ1. 対象人数	令和4年2月2日 時点	令和5年2月9日 時点	事後	
令和5年2月9日	Ⅱ2. 取扱者数	令和4年2月2日 時点	令和5年2月9日 時点	事後	
令和6年2月2日	Ⅱ1. 対象人数	令和5年2月9日 時点	令和6年2月2日 時点	事後	
令和6年2月2日	Ⅱ2. 取扱者数	令和5年2月9日 時点	令和6年2月2日 時点	事後	
令和6年12月6日	Ⅰ1. 特定個人情報を取り扱う事務	・子ども子育て支援システム／・滞納整理システム／・収納消込システム／・口座システム／・中間サーバー	【現行】 ・子ども子育て支援システム／・滞納整理システム／・収納消込システム／・口座システム／・中間サーバー 【標準化後】 ・子ども・子育て支援システム（標準化後対応）／・滞納管理システム（標準化後対応）／・収納管理システム（標準化後対応）／・中間サーバー	事後	
令和6年12月6日	Ⅰ2. 特定個人情報ファイル名	・子ども子育て支援システムファイル／・滞納整理システムファイル／・収納消込システムファイル／・口座システムファイル	【現行】 ・子ども子育て支援システムファイル／・滞納整理システムファイル／・収納消込システムファイル／・口座システムファイル 【標準化後】 ・子ども・子育て支援システムファイル（標準化後対応）／・滞納管理システムファイル（標準化後対応）／・収納管理システムファイル（標準化後対応）	事後	
令和6年12月6日	Ⅱ1. 対象人数	令和6年2月2日 時点	令和6年12月6日 時点	事後	
令和6年12月6日	Ⅱ2. 取扱者数	令和6年2月2日 時点	令和6年12月6日 時点	事後	
令和8年3月6日	Ⅱ1. 対象人数	令和6年12月6日 時点	令和8年3月2日 時点	事後	
令和8年3月6日	Ⅱ2. 取扱者数	令和6年12月6日 時点	令和8年3月2日 時点	事後	
令和8年10月19日	Ⅱ1. 対象人数	令和8年3月2日 時点	令和8年10月19日 時点	事後	
令和8年10月19日	Ⅱ2. 取扱者数	令和8年3月2日 時点	令和8年10月19日 時点	事後	